

議案第16号

財産の処分（母来寮）について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量	
土 地	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70番1ほか17筆	23,142.00平方メートル	
建 物	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70番1ほか	管理・宿泊棟	4,298.38平方メートル
		ポンプ室	43.56平方メートル
		車 庫	40.00平方メートル
		倉 庫	65.00平方メートル
		作 業 棟	186.20平方メートル
		車 庫	25.90平方メートル
		倉 庫	9.93平方メートル
		倉 庫	9.93平方メートル

2 相手方

鳥取市伏野2259番地43

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦

3 処分予定価格

種類	処分予定価格
土地	166,000,000円
建物	542,000,000円

4 処分の理由

県立社会福祉施設の見直しに伴い、母来寮を平成20年3月31日限りで廃止し民営化するため、その土地及び建物を処分しようとするものである。